

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 株式会社 中央技術コンサルタンツ
(2) 代表者氏名 代表取締役 本田 俊昭
(3) 住所 東京都新宿区西新宿八丁目 5 番 1 号

- 2 指名停止措置期間 令和 8 年 2 月 17 日 ～ 令和 8 年 8 月 16 日
(6 か月)

3 事案の概要

当該業者の東北支店長が、気仙沼市発注の道路設計業務の一般競争入札において、入札に係る設計価格に関する情報を同市職員から事前に受け取り、最低制限価格に近い価格で不正に受注したとして、公契約関係競売等妨害の疑いで令和 7 年 7 月 21 日に宮城県警察に逮捕された。

4 指名停止措置理由

宇部市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領（以下「指名停止等措置要領」という。）別表第 2 7（競売入札妨害又は談合）に該当する。

<指名停止等措置要領別表第 2 7 >

措置条件	期間
7 上記以外の建設工事等に関し、役員等若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 3 か月以上 24 か月以内